

都市の復興を目指すまちづくり行政の実態 ～平成 24 年度被災地派遣の職員の視点を通じて～

被災地での経験
復興過渡期における地方自治体の行政運営の
実態や課題

迅速なハード面の復興に特化し過ぎて
効果促進事業について具体的な使い方
地震による地盤沈下への対応
“外部の人間”

変化に適切に対応する機動的な組織体制
派遣職員の知識・技術を有効に活用するアプローチ
南海トラフ巨大地震への対応

当事者として従事した経験
行政と住民の情報のキャッチボールが必要不可欠
慢性的な人員不足
事業のスケジュールや各種調整事項をきちんと整理・調整することが必要

復興事業の課題
派遣する者の技術力を考慮
東日本大震災復興特別措置法

東日本大震災から 3 年の月日が流れた今日においても、全国から派遣された多くの自治体職員が現地職員とともに復興を目指して各地で汗を流している。発災からこれまで、復興の現状や課題などに関する調査や研究は様々な機関により数多く実施されているが、派遣職員の視点から見た復興行政の課題等について着目したものは少ない。

本レポートでは、平成 24 年度に愛知県内から被災各地へ派遣された職員を対象にアンケートやインタビューを実施し、復興を目指すまちづくり行政の実態を探る。

都市の復興を目指すまちづくり行政の実態 ～平成 24 年度被災地派遣の職員の視点を通じて～

名古屋都市センター 調査課 阪野 武郎

1 背景・目的

未曾有の大規模災害から 3 年の月日が流れ、被災した各自治体では復興に向けた取り組みが展開されている。その復興を地元行政や市民たちとともに支えているのが全国から派遣された多くの地方自治体職員であり、現在でも東北の被災各地で復興に汗を流している。

東日本大震災の発災からこれまで、復興の現状や課題などに関する調査や研究は種々の機関により数多く実施されているが、被災自治体におけるまちづくり行政の運営自体について着目したものは少ない。だが、復興過渡期におけるまちづくり行政は、平時の状況下と求められるものが大きく異なり、課題や問題点等は決して少なくないはずであり、それは派遣職員という“外部の人間”だからこそ、気付くことが出来たのも多いのではないだろうか。

当レポートでは、被災地派遣職員の経験を通じて、復興過渡期における地方自治体の行政運営の実態や課題などをアンケート等により把握するとともに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害後に必要となるかもしれない復興まちづくりにおける行政運営の参考とするものである。

2 地方公務員の被災地派遣の現状

平成 23～25 年度において全国から被災地へ派遣された職員は表 1 のとおりであり、年々増加している。特に、復興事業の本格化に伴い市町村への職員派遣が増加しており、愛知県内からの職員派遣も増加している。なお、これ以外にも現役職員の派遣のみならず初めから派遣を前提とした任期付職員の採用による派遣の取り組みも進められており、また、公務員 O B や民間企業経験者等を対象とした現地での任期付職員等の採用や、民間企業等からの派遣、都市再生機構による現地への人員配置など、様々な形態での人的支援が展開されている。

表 1 被災地方公共団体への地方公務員の派遣状況 (単位: 人)

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合計	1,211	1,682	2,084
県庁		657	643
市町村		1,025	1,441
(愛知県からの派遣)		(115)	(128)

※総務省「東日本における被災地方公共団体への地方公務員の派遣状況」より

※いずれの年度も 10 月 1 日時点の派遣状況。

※平成 23 年度における県庁・市町村への派遣職員の内訳及び県別の派遣職員状況は非公表。

3 本レポートの調査方法

東日本大震災復興特別区域法が制定され（H23. 12. 26）、各地で策定された復興計画の数々の事業化が進められた平成24年度を本格的に復興が始動した「復興元年」と捉え、その復興元年に愛知県内から被災地方公共団体へ派遣された職員（県職員及び名古屋市を除く県内市町村職員）を対象とする。そして、主に市街地復興や現場復旧に携わった職員を対象にアンケート調査を行い、更なる実情把握に努めるべく、その中で一部の方々にインタビューを実施した。

3-1 被災地派遣職員アンケート

復興まちづくりを進める行政運営に当事者として従事した経験をもとに、事業を進める上での留意点や組織形態の課題等について広く伺うため、「被災地での経験で感じた復興過渡期における行政運営／まちづくりの課題や留意点」について、35名の平成24年度派遣職員にアンケート調査（自由回答）を行ったところ、表3～表6のような回答をいただいた。

表2 アンケート対象者の業務内訳
(単位:人)

派遣先	災害復旧業務	市街地復興業務
岩手県※	0	5
宮城県※	6	19
福島県※	3	2

※県庁及び県内市町村への派遣

表3 主なアンケート回答(1)

事業の推進について
<p>・各種復興事業が行われているが、複数の事業課が絡むことがある。(実例:土地区画整理事業(市)、災害公営住宅事業(市)、水産基盤施設事業(市)、河川事業(県)、海岸事業(県)、道路事業(市・県)、下水道事業(市))それぞれの事業のスケジュールや各種調整事項をきちんと整理・調整することが必要。また、住民説明会には各種事業課の主催案件があるが、かならず関係課の同席が必須であった。</p>
<p>・今回の復興まちづくりにあたり、他県の大学・NPO法人が市役所や地元組織にアドバイザー等が入ってきている。決して悪いことではないが、早期の復旧・復興を目指す行政や住民にとっては、事業の進捗を遅らす要因の1つにもなりかねないことから、取り入れるべき部分とそうでない部分の見極め、またNPO法人等への対応に留意する必要がある。</p>
<p>・防災集団移転に伴う高台団地や土地区画整理事業地内における、まちづくりルール(建物用途、建ぺい、容積等)の策定の必要性が受け入れられず、自治体として目指すべきまちづくりの将来像があやふやになっている現実があった。迅速なハード面の復興に特化し過ぎていたため、ソフト面への対応が後手になっている。</p>
<p>・災害公営及び地区避難所において、簡易プロポーザル方式による設計者選定を行い、地域の意見を取り入れた事業計画となるはずだったが、地域の希望や設計者の意図及びコストコントロールが噛み合わず、事業期間そのものが延長されてしまい手戻りが発生した。</p>
<p>・市内の市街地再開発事業について、昨年度は組合施行を中心として計画が進められており、民間主体の事業でもあり行政主導型での取り組みはしていない。地元へは、再開発プランナーが主導的に進めているため、市の考え方とスケジュールや事業内容などに差異が生じている。</p>
<p>・地震による地盤沈下への対応が必要となったが、区画整理などの面的な対策をして地盤高を変えるエリアと、適用できる事業メニューが存在せず地盤高を変えられないエリアが混在した。 また、面的な地盤嵩上げがされる事業が適用されないエリアで個別再建が始まると、3種類(下記)程度の高さで再建が進んでしまい、雨水排水の問題とともに、本復旧の道路高が決められない事態におちいった。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 現況地盤高(満潮時に冠水しない地盤高がある場合) b 満潮時に冠水しない高さ(応急復旧道路高) c 高潮等でも冠水しない高さ
<p>・復興交付金メニューに当てはまらない地区の対応は以下の選択肢があるが、いずれも迅速な復興に対応できるものではない。 (1)対応をあきらめる又は、当面对応を後回しにする。 (2)効果促進事業で通るかどうかわからないがチャレンジする。ただし、県、担当省庁、復興庁と進めていくのに相当の時間がかかる(説明を求められる課題のハードルが高い)。</p>

表4 主なアンケート回答(2)

組織体制について
<p>・迅速な復興業務が求められているが、法律に定められた手続き期間にかかる制約が多いことや、通常業務等の処理もあり、慢性的な人員不足が生じていた。</p>
<p>・以前の派遣職員で処理された査定済みの復旧工事設計であるが、内容の不備が見つかったため追加の対策が必要となった。通常の土木設計で対応できる内容のものであり、派遣する者の技術力を考慮した上で適切に派遣すべきと思う。</p>
<p>・被災を受けて派遣を受け入れる場合、派遣された方へのフォローも検討しておくが良い。個人的経験であるが自分の場合、前任の派遣職員からの引継ぎはあったが、当該自治体からは何の説明も無かった。震災等で大変だったかも知れませんが、短期・長期に係わらず最低限の説明は必要かと思えます。</p>
<p>・派遣された地域では災害公営住宅の整備は市町が行うことを基本とし、県はそれを支援することとしているが、担当者は両者とも派遣職員であるところも多い。設計にあたり、最終の意思決定は市町の首長や幹部が行うことになるが、そこにたどり着くまでのアイデア出しが、その地で生活したことのない派遣職員だけで行っているのは、地域特性に配慮した街づくりができないと思われる。職員の頭数を揃えるだけでなく人員の配置の工夫が必要(例えば、地元精通している県職員を被災市町へ派遣するなど。)</p>
<p>・被災した自治体ではこれまで市街地再開発事業の施行実績はなく、派遣職員においても経験者も少なかった。加えて、通常の再開発に比べ短期間に動かして行かなくてはならなく、かつ計画箇所も大変多いということで、過酷な業務となっている。</p>
<p>・派遣先(用地担当)では、派遣職員の受け入れ体制が整わず、復興事業がほぼ派遣職員任せになってしまっていた。受け入れ側も当然人員が足りなくなるが、派遣職員を指揮できる用地経験者を常時育成することが必要と思われる。(派遣職員の集合体組織のみでは、まず被災自治体のルールを理解するだけで時間を要してしまう。マンパワーを合理的に導くことが、迅速な事務処理に繋がる。)</p>
<p>・各自治体の事情で派遣職員の役職や年齢構成が異なるため、受け入れる側にそれら個性的(?)な集団をうまく使いこなせる人材を適切に配置できるかどうか重要と思われる。場合によっては命令系統で年齢の上下が逆になることもあるが、派遣される職員はそのあたりのことは承知しているはずなので、臆することなく適切に指示を出し、迅速に災害復旧業務を進めていく姿勢で臨むことが肝要である。</p>

表5 主なアンケート回答(3)

市民との関わりについて
<p>・特例のもと、市街化調整区域において市街化編入の要件に満たない小規模な被災市街地復興土地区画整理事業を進めているが、換地処分後の将来において、地区計画等の対策を講じない場合、市街化調整区域としての土地利用規制がかからないことが懸念される。一刻も早い復興まちづくり、住宅再建が求められる中、計画段階において土地利用を規制する地区計画等に対する住民合意形成は困難な場合が多いと考えられる。</p>
<p>・被害が大きければ大きいほど行政と住民の情報のキャッチボールが必要不可欠。被災した住民にとって、防集や区画整理で整備される宅地に自宅を再建するか、災害公営住宅に住むのか、付近で自力再建を図るのか、全く別の土地へ転居するのか、これらの住まい方の判断は生活再建にあたって大きな問題。しかし、現在でも防集や区画整理の計画変更を検討しているような情報を聞く限り、未だに決めかねている被災者もいるのではないだろうか。行政が災害公営住宅を必死の思いで早期に完成させたが、入居者が計画(想定)を下回っているという話もある。様々な複合的な要因があるだろうが、これでは、なかなか復興は進まない。まちづくりに関する行政計画をまめに情報提供(適宜更新)することと、住民の意向把握が不可欠。</p>
<p>・いかに住民に計画を納得させられるか。そのためには普段から信頼を得られる行政であるように努めなければならない。 (震災復興だからといって、住民は自分に不利益が生じること、納得いかないことを仕方がないとは思わない。土地区画整理や防災集団移転など、住民の考え方は人それぞれであり、合意形成は簡単ではない。)</p>
<p>・東日本大震災復興特別措置法のもと、復興交付金によって復興事業が進められるが、交付金の要望が思うように認められてはいない。復興基本計画を震災直後に公表しているため、交付金が認められず計画が進まなくなってしまうと、住民の信頼を失い、その後の合意形成等がさらに厳しくなる。</p>

表6 主なアンケート回答(4)

関係機関との調整について
<p>・原則、標準建設費の金額以内で計画するものだが、やはり各市町独自の要望・方針もあるので、基幹事業の特例加算項目及び効果促進事業について具体的な使い方を予め確定しておくこと円滑な事務処理が可能。併せて、各市町独自の要望・方針を平時から意向調査・聴取をしておき、整理しておくことも重要。</p>
<p>・復興交付金のメニューをそのまま当てはめれば問題は解決するなどという場所はほとんどない。鶏と卵のような問題で、何も決まっていなのに個別事業を説明する際には別の事業のことが決まっていなとダメと説明を求められたり、アンケートを書く被災者が判断するための前提条件が何も決まっていのにアンケートで意見を求められたりということが発生した。</p> <p>地区の抱える問題を解決するため、八方ふさがりでも、立ち止まったり、他の市町村が突破口をあけるのを待つのではなく、通る理屈を考えて、県、担当省庁、復興庁へとアタックしていくことが重要。</p>

アンケートでは復興事業等の実務に関連した回答が多数あり、その中でも、複数の事業が同時に同一区域内で展開されるために、必要な事業間の調整を課題として挙げる内容が多かった。また、目に見える形での復興が求められる中、ハードによる対策が先行され、将来ビジョンの検討やまちづくりルールの策定などのソフト対策の遅れを懸念する回答もあり、復興後の将来をも見据えた長期的な都市づくり検討の必要性が指摘されている。そして、現在でも被災自治体には、全国から多くの有識者や専門家、NPO が参画して復興まちづくりの支援を行っているが、行政や市民との連携が十分でない地区も見受けられる。貴重な人的支援を有効に機能させるためには、行政や市民との連絡調整を綿密に実施することはもとより、支援者間での横断的な調整を実施することで、互いの考えや手法等を共有することが重要であると考えられる。

また、有する職能と職務が乖離する、いわゆる“ミスマッチ”はかねてから指摘されているが、アンケートでもそのような回答をいただいた。派遣職員は強い使命感をもって臨む一方で、そのパフォーマンスを十分に発揮できないのは残念な状況であり、派遣先自治体と派遣元自治体とで綿密な調整を行い、適材適所の人材配置が求められるところである。そして、質の高い復興まちづくりを着実に進めていくためには、派遣職員だけで構成された外人部隊で取り組むのではなく、その都市の将来を担う現地職員が適切な段階で検討に参画し、その職員らが地域特性を考慮して意思決定していくプロセスを確立するとともに、それを支援する形で派遣職員の知識・技術を有効に活用するアプローチが必要であるとの意見も頂いた。

そして、まちづくりに関する市民参加や情報提供は平時からも指摘されていることだが、事業の進展により日々まちの状況が変化し、予算や関係機関等の調整により事業自体の変更が往々にして行われる復興まちづくり状況下ではさらに求められるものであるとの回答もあり、復興時の丁寧かつ迅速な対応の必要性はもとより、普段からの行政と住民との信頼関係が肝要であることが伺える。

3-2 被災地派遣職員へのヒアリング

アンケートに協力していただいた派遣職員の中から、一部の方を対象にインタビューを実施し、復興まちづくりの現場における組織の実態や業務を推進するにあたっての課題等について更なる把握を試みる。



A市にて土地
区画整理事業
を実施

派遣先の組織体制について

- ・派遣された部署は現地職員2名+派遣職員14名で構成。課全体では30名ほど在籍しているため、仕事量の増減に応じて互いにヘルプするなど柔軟な人員配置で対応した。
- ・復興計画は別組織が担当し、復興交付金のとりまとめ等は実施するものの、各事業における組織間の横断調整はあまり実施されなかった。今年度に入って横断調整できる環境が整備されたと聞く。
- ・土地区画整理事業を経験している現地職員は1名のみで、今でも現地職員がゼロで対応している地区もある。被災地派遣が終了したあとの事業への対応が心配。

担当業務について

- ・区画整理エリア内に様々な事業が内在しているため、説明会は関係する部署全て参加のもとで行った。
- ・まちづくりコンペにより全国からアイデアを募集しようとする話もあったが、それには時間が必要であり早期整備の支障となるので断った。住民も同様の意見だった。
- ・通常の土地区画整理との違いで感じたところは、①全盛土で基盤をつくるので、自由に設計できる②市民が良くも悪くも知識がなく、穿った偏見も持ち合わせていないので、丁寧な説明をすれば理解してもらえた。③県内ではあまり実施されていないためか、県職員の区画整理についての知識が乏しく、調整に難を要した。



B市にて都市
施設等の基本
計画を策定

派遣先の組織体制について

- ・所属部署では約半数が他都市からの派遣職員であった。
- ・“震災復興部→復興政策部+復興事業部”“基盤整備課→区画整理第1課+第2課+集団移転対策課”など、業務量や復興状況の変化に対応するべく組織を柔軟に改変していた。
- ・庁内調整のための会議はあまり実施されなかった。

担当業務について

- ・市民との関係は良好であり、可住地（移転先の宅地造成ではなく、現地再整備するエリア）の土地区画整理事業では、住民グループとワークショップを実施した。
- ・復興過渡期の中で状況変化は早く、庁内での情報共有のあり方が課題と感じた。市民の問い合わせに答えられなくてたらい回しのような形となってしまったこともしばしば。対策としては、掲示板に最新の事業ニュース等を貼り付けて庁内の情報一元化を図り、不明な内容は市民をそこに案内した。



C県にて用地
取得業務を実
施

派遣先の組織体制について

- ・復興関連の業務のほとんどを派遣職員で担当していた。
- ・国⇔県⇔事務所における円滑な連携・調整が課題だった。

担当業務について

- ・用地交渉の際、現地職員が同行していないことで、良い面も悪い面もあった。ただ、方言の問題があるので、出来れば現地職員とペアによる交渉が望ましい。
- ・復興事業だからと言って土地収用法の特例はないため、その判断は通常期より早い段階で求められる。



D町にて土地
区画整理事業
等を実施

派遣先の組織体制について

- ・幹部職員クラスの会議とともに、その下部に担当者クラスのコア会議が月イチで開催していた。また、実質的な担当者打ち合わせであるワーキングについても、ほぼ毎日何等かのワーキングが開催されており、情報共有や事業調整等は有効に機能していたと思う。

担当業務について

- ・被災した地域はいずれも市街化調整区域であり、震災後の線引き変更は行っていない。
- ・市民参加は積極的に実施されており、被災前の行政も前向きに取り組んでいた。
- ・ただし、市民の意見を過度に受け入れすぎている部分があり、町としての姿勢・スタンスを強く打ち出していないところが気になった。(平時の場合で)時間があるときは聞けるだけ聞けば良いかもしれないが、復興は兎角スピードが求められる。
- ・建築協定や地区計画など、まちづくりルールの重要性を訴えた。



E市にて市街
地再開発事業
等を実施

派遣先の組織体制について

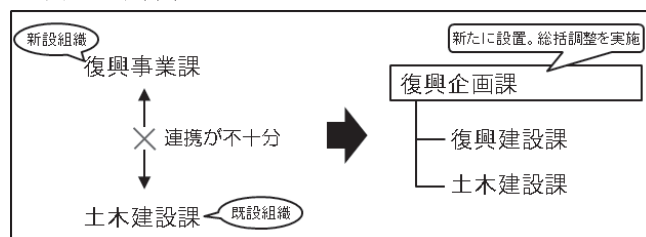
- ・復興が進むにつれて震災関連の組織規模が大きくなったためか、従来事務を担当している建設関連の部署との連携があまり取れなかった。そのため、中心市街地における復興事業なのに十分な調整が出来なかった。

- ・震災直後は全職場一丸となっていたと思うが、派遣職員を多く受け入れて組織が大きくなるにつれて、組織間の縦割りが課題として顕在化した。

その改善策として、H25に新たな部署を設置して従来行政の企画関連事務を職務とすることで、全体を総括的に調整する体制が構築された(図1)。

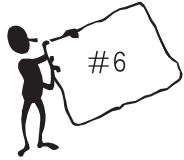
- ・復興に関連した会議(委員会)が次々と設置され、その資料作成が職員の負担になっていたことは否めない。

図1 改善策イメージ※組織名は仮称



担当業務について

- ・所属した部署では事業毎でグループが編成されており、自分は再開発グループに属していたが、E市自体に市街地再開発事業の事例はなく、経験している人間がいない中で業務を進めなければならなかった。途中から再開発を経験した職員が派遣されて助かった。
- ・県内も市街地再開発事業の事例は決して多い方ではなく、県職員も経験がないためか、書類上のこともあるが事業認可に時間を要した。
- ・ほとんどの地区が定期借地による市街地再開発事業で進めており、借地期間が終了する50年後には解体 or 継続の判断しなければならないことなど、再開発組合で考えた計画とはいえ、地価等を考えた場合、そのメリット性については多少疑問が残った。
- ・再開発施設に災害公営住宅の機能を持たせる計画で進めていた地区で、当初は再開発事業と公営住宅建設の両方の補助金を取得する算段であったが、二重収受となるために国からダメと判断されたため、急いで事業内容を変更せざるをえなかった。



F市にて土地
区画整理事業
を実施

派遣先の組織体制について

- ・配属された部署は全員が派遣職員で構成され、その中の職務分担は自分たちで話し合い決定した。
- ・市内の組織間調整は多忙でなかなか出来なかった。横断調整するような会議運営や組織体制は、出来ればそれに越したことはないが時間がない復興状況下ではなかなか困難と思われ、日常業務の中で自然と横の連携が出来る仕組みを構築しておくことが望ましい。

担当業務について

- ・全国で見ると土地区画整理事業を実施している自治体は多くはなく、必然的に愛知県など人口増加地域から派遣された職員が中心となっていた。
- ・外部の人間であることを逆手にとって、旧来からのしがらみは取っ払って業務を進めたので、外人部隊であったことが有効だった。必要に応じて現地職員に相談もしていたが、もう少し積極的に関与してほしかった部分もある。
- ・地元への説明は延べ 100 回程度実施したと思う。いずれも建設的な内容で、感情的な対立はなかった。
- ・関西のコンサルタントがコーディネータ役として行政と地元を上手く調整しており、他地区でもあるような突っ走るタイプではなかった。



G町にて用地
取得業務を実
施

派遣先の組織体制について

- ・G町は壊滅的な被害を受けており、復興事業の全般をひとつの部署がすべてを担当していた。そのためか着任時には 25 人であった組織が離任時には 50 人に膨れ上がっていた。課長は県からの派遣職員。
- ・復興関連部署と水産関係部署との調整不足の場面があったが、概ね市内組織の関係は良好だった。

担当業務について

- ・用地交渉は集団契約会を開催し、地権者に来場してもらったのが効率的だった。
- ・復興時の抵当権解除の特例はあったが、相続人関係は従来の手続きを求められたので、多くの親類者の相続人がいる場合、一人ずつハンコを頂きに駆け回った。



H町にて防災
集団移転促進
事業他を実施

派遣先の組織体制について

- ・同じ派遣先に、過去に同じ職場で勤務したことのあるメンバーがいたので、非常に効率的に仕事が出来た。
- ・H26 には住宅復興も目途がついていると予想されるが、漁港関連の復興はおそらく遅いと思うので、その時点での組織と人員のバランスを見直すことが出来るかどうかが課題。
- ・H町ではないが、他都市では技師を被災者支援窓口に配置するなど派遣職員の扱いが雑である事例も聞いており、職種と職務のミスマッチは実際少なくない。

担当業務について

- ・市内調整で苦労した点はなかったが、関係機関との協議調整に難を要した。具体事例を挙げると、開発行為の申請に手数料が発生し、変更の都度払わされるので、町単独費で云十万払わされた。復興の実情を鑑みてほしいと訴え続けたところ、1月にやっと手数料免除の取扱いとなった。

- ・ 集団移転の移転先用地の確保について、用地交渉に骨を折る人もいたが、外人部隊であることを逆手にとって強気に交渉に臨んだ。派遣職員でなければ出来なかったと思う。
- ・ 計画策定後に地元の移転希望先が変わる場合もあったので、その場合は可能な範囲で追加の用地買収の対応をした。一方で、余剰地となる既購入用地もあるということなので、おそらく補助金返還になるのか、一般分譲するのかの対応に迫られる。いずれにせよ、スピード重視で事業を進めたことの結果である。
- ・ 豊富な資金力と人的資産を有する都市が独自の支援を展開していたが、H町のような(都市規模の小さい)自治体で同様の取り組みを求める住民も少なくなく、その対応が大変だった。

刻々と状況が変化する復興過渡期においては、その変化に適切に対応する機動的な組織体制が求められる。今回インタビューをした派遣職員らが所属した組織においては、柔軟な組織編制や密な情報共有で事業を推進したケースもあれば、十分な調整が図れずに円滑な事業展開が出来なかったケースがあった。日々の膨大な業務に追われ、組織対応や庁内調整に手が出せない現状がある一方で、異なる地域から集まった派遣職員の能力を効果的に機能させるためには、その枠組みとなる組織形態を周辺環境や復興事業の進捗に合わせて最適なものに変化させるとともに、情報共有の徹底や円滑な連絡調整を可能とする組織運営が重要であると考えます。“都市の復興”という大目標は同じであるにしても、各々が目指す“復興”に細かい部分で異なる場合があります。派遣職員がほとんどを占める組織においては、その細かい違いが大きな支障に発展する恐れもあり注意が必要である。

そして、インタビューを実施した派遣職員の赴任地での担当業務は土地区画整理事業から用地取得業務まで様々であるが、何名かで共通していたのは「よそ者」であることを効果的に活用していたことであり、地域の利害や過去からのしがらみなどを意識せずに職務を遂行することが可能としている。住民との交渉や団体との協議などの場面において、派遣職員を戦略的に投入する方法も有効かもしれない。

また、関係機関との協議や調整に骨を折った意見も少なくなく、被災したからと言って手続きの簡略化や省略などの配慮があるわけではないようなので、復興事業を推進する上でも平時のような丁寧かつ細やかな調整能力が求められる。

3-3 最後に

南海トラフ巨大地震や東海地震などの大規模災害の危険性が指摘されている本地域において、東日本大震災後の被災地復興に携わった職員たちの経験やそこで得た知識はとても貴重であり、来るべく大規模災害後の迅速な復興に備えて、それらを体系的に整理し広く関係者間で共有することが重要である。そして、被災地への職員派遣は今でも続いており、事業が進捗している今日では平成24年度とは異なる課題や問題が顕在化している可能性が高く、引き続き調査研究を継続していくことが望ましい。

なお今回のレポートは、被災後の復興まちづくりにおいて顕在化した行政課題や問題点等を整理することを目指すものであり、それらを有する地方公共団体を明確にすることは目的ではないので、アンケートやインタビューの内容については、赴任した被災地方公共団体が特定されないよう一部加工した。最後に、アンケートやインタビューにご協力いただいた職員の皆さまに深く感謝を申し上げます。

NUIレポートとは

調査研究の過程で資料収集したことやアンケート調査等でまとめたもの、あるいは、名古屋市職員と共同で調査したものを、短期間で整理し、レポートとしてまとめたものです。

No.014 2014.3 | 平成 25 年度 NUIレポート

都市の復興を目指すまちづくり行政の実態

～平成 24 年度被災地派遣の職員の視点を通じて～

平成 26 年 3 月

発行 公益財団法人 名古屋まちづくり公社
名古屋都市センター

〒460-0023

名古屋市中区金山町一丁目 1 番 1 号

TEL / FAX 052-678-2200 / 2211

<http://www.nui.or.jp/>

この印刷物は再生紙を使用しています。